

令和6年 ハラスメントに関するアンケート <教職員用>

◆このアンケートは、ハラスメントの防止等以外の目的には使用いたしませんので、率直に答えてください。

◆調査対象期間は、令和5年(2023年)4月～令和6年(2024年)3月まで(R5年度(昨年度)の1年間です。)

◆令和6年(2024年)5月31日(金)までにご回答ください。

※質問1～4については、あくまでも集計のためであり、個人を特定化することは決してございませんので、もれなくご記入ください。

※また、個別に相談を希望される方は、随時受け付けておりますので、遠慮なく相談員までどうぞ。相談内容とプライバシーは必ず厳守いたしますので、安心して相談にお越しく下さい。

* 必須

1

あなたの性別を選択してください *

- 男性
- 女性
- その他
- 無回答

2

あなたの職員区分を選択してください *

- 教員
- 事務職員
- 非常勤職員・嘱託職員
- その他

3

大学内に相談員制度があることを知っていますか

*

ハラスメント相談員制度（概要）

本学では、ハラスメントに関する様々な相談に対応するため、ハラスメント相談員を各学部や事務局内に設置し、ハラスメントと思われるようなことで、どうしたらよいかわからず困っている事があれば、一人で悩まず相談員に相談してください。相談したことによって、相談者が不利になることは決してありません。相談した人権委員会に情報提供や報告をする場合にも、その内容について被害者の同意を得ながら進めていきます。所属する学部等にかかわらず、最も相談しやすい相談員に連絡をとってください。

【相談員】

相談員は、次の15名が任命されます。

- (1) 人権委員会委員 7名
- (2) 各学部、共通教育センターから選出された教員 各1名 計4名
- (3) 人権委員長から指名された事務職員 2名

その他、保健センターでは、保健師2名が相談を受け付けています。

◆新年度の相談員については、4月中旬頃までに学内ホームページ（学生生活）へ掲載、及び掲示板に掲示してお知らせいたします。

◆ハラスメント防止に関する指針等関係規則についても、学内ホームページに掲載しています。

- 以前から知っていた
- このアンケートで知った

4

あなたは、『R 5年度（昨年度）中に』大学内（職場に従事する関わりでの大学外の場所も含む）で、あなた自身がハラスメントと感ずること（被害）を受けたことがありますか

*

ハラスメントとは

ハラスメントには、おおむね次のような種類があります。

■ セクシュアル・ハラスメント

行為者本人が意図するとはにかかわらず、性的な言動により、相手方に不利益や不快感を与え、就学・就労上の環境を悪化させること。

■ アカデミック・ハラスメント

行為者本人が意図するとはにかかわらず、職員等が地位や職務権限を不当に利用して、指導監督下にある学生や職員相手方に不利益や不快感を与え、就学・就労上の環境を悪化させること。

■ パワー・ハラスメント

優越的な関係を背景として、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により職員等の就労上の環境を悪化させること。

■ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

職員又は同僚が他の職員に対して妊娠・出産・育児・介護に関する制度等の利用を阻害する言動、制度等を利用したことと自体に対して嫌がらせ等を行うことにより就労上の環境を悪化させること。

ある

ない

5

それは、どのような内容のもの（行為）でしたか

6

その行為は誰から受けましたか

上司

同僚

部下

その他

7

その行為はどこで受けましたか

8

そうした行為を受けて、誰に相談しましたか

- 上司
- 同僚
- 学内の相談員
- 家族
- 友達
- 外部の専門の相談機関
- 相談しなかった
- その他

9

そうした行為を受けて、今も解決できずに悩んでいますか *

- はい
- いいえ

10

大学内の相談員等に相談して解決したいと思う人は、氏名又は仮名と連絡先をご記入ください

- 氏名又は仮名 ()
- 連絡先 ()

11

あなたの周りで、ハラスメント行為を感じるような出来事を見聞きしたり、相談を受けたことがありますか。*

- ある
- ない
- 回答したくない

12

前問であると答えた方にお尋ねです。それはどのような内容のもの（行為）でしたか。*

- 威圧的な態度、過剰な叱責
- 返事をしない、冷たい態度
- 「男のくせに...」女のくせに...」など、男女の性差などに関する不快な言動
- 身体的な接触
- 答えたくない
- その他

13

回答者ご自身がR5年度（昨年度）を振り返り、教職員や学生に対してしたことがあると思うことがあればすべて選んでください *

以下の内容は、例年のアンケートでハラスメントと感じた内容として回答がある主なものです。教職員自ら、自身の日頃の言動を振り返りましょう

- 不特定多数の前で特定の相手に対して叱責する、バカにする
- 深夜や早朝にLINEやSNS等で連絡をする（急を要する等やむを得ない場合や、事前の同意があるもの等を除く。）
- 威圧的な態度、過剰な叱責
- 返事をしない、冷たい態度
- 特に身に覚えはない

14

上記の他、人権問題に関して、ご意見、ご要望、または気が付いたこと等がございましたら、ご自由にご記入ください。

学外の人権に関する相談窓口

【外部相談員】

◆社会保険労務士法人eRia・ハート 社会保険労務士 川内恵理(かわうちえり)氏

- ① 相談方法 電話相談又は面接相談
② 相談場所 社会保険労務士法人eRia・ハート内の相談室
(住所：熊本市北区清水亀井町16-11 オフィスカメイ2階)

③ 相談料 無料

④ 相談までの流れ

相談者は、電話又はメールで希望相談日時について予約申込みを行う。

相談予約を行う電話番号、メールアドレスは下記のとおり。

■電話番号：096-342-6288

※電話予約受付：土日及び祝日を除く。午前9時～午後5時

■メールアドレス：soudan.eriaht@gmail.com

<相談予約時の注意事項>

(ア) 公立大学法人熊本県立大学教職員であることを明示

(イ) 氏名・所属部署・連絡先を明示

(ウ) 相談は電話又は面談にて行う（メールは受付のみ）

(エ) メールへの返信が遅い場合は届いていない可能性があるため、電話で確認すること
→外部相談員と相談者で調整した日時に、電話又は面談により相談する。相談時間

⑤ その他

相談内容等の秘密は厳守されます。ただし、相談者の希望や必要性に応じて総務課に

上記以外にも以下のような相談窓口があります。まずは相談してみてください。

プライバシーが守られるのはもちろんのこと、相談することで不利益を受けることは一切ありません。

- 熊本県人権センター TEL:096-384-5822
- 熊本地方法務局 TEL:096-364-2145
- 女性の人権ホットライン TEL:0570-070-810
- 法務省インターネット人権相談窓口 <https://www.jinken.go.jp/>

(パソコン、スマートフォン、携帯電話からご利用になれます。メールでの相談可)

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されません。

 Microsoft Forms